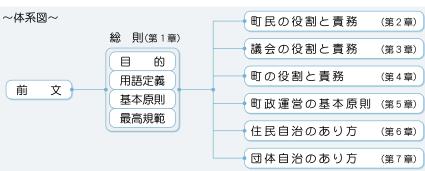
いそれぞれの、

町民・議会・町のるまちづくりのルー

表明 (パブリック・コメント)、 情報提供と共有、行政評価、 住民投票制度、人権尊重と協 住民投票制度、人権尊重と協 がなどがあげられます。また、 りなどがあげられます。また、 りなどがあげられます。 ものとします。 策定などはこれに則て位置付け、条例制容 策定などはこれに則して行うて位置付け、条例制定や計画範(行動・判断の基準)とし 条例ができると



ただき、28人で構成する「まちづくりを真会」を設置し、案づくりに取り組んでいただ案づくりに取り組んでいただっました。その後、行政内部で検討を行い、この要綱についてパー・カらのご意見を付い。世民の皆さんからのご意見を参考に条例案づくしたご意見を参考に条例案づく

役割、町政運営の原則などを 条例で明らかにし、政策形成 ることにより、町民が主体的 に考えて行動し、身近な課題 を自ら解決していく自治が構 を自ら解決していく自治が構 を自ら解決していく自治が構 をはれるとともに、町民の皆 さんの意向を適切に町政に反 映した、開かれた町政運営が 推進されます。

パブリックコメント募集 ~あなたのご意見お寄せください~

政策などの計画を立案する 過程で、その素案段階から公 表し、町民の皆さんのご意見 を募集し、提出されたご意見 を計画などに反映させていこ うとする制度で、この基本条 例制定後に条例化します。

(仮称) 芳賀町まちづくり基 本条例要綱に町民の皆さんの ご意見を募集します。

●資料の配付場所/

町企画課、生涯学習センター、 各分館、町ホームページに掲載 ●募集期間/9月末日まで

●応募方法/ 資料の配布場所に備えてある

用紙に記載し、郵送、FAX、 電子メールにて

〒321-3392企画課 [EXIO28 (677) 3123]

⊠seisaku@town.haga.tochigi.jp

圓企画課政策推進室

るため必要な事項が明らかとなるよう **1 説明責任 1 説明責任 1 説明責任 1 説明責任** 町は、町の仕事の企画立案、実施及び 町は、町の仕事の企画立案、実施及び 町は、町の仕事の企画立案、実施及び 町は、町の仕事の企画立案、実施及び

ます。管理等について必要な措置を講じ提供、管理等について必要な措置を講じていることのないよう個人情報の収集、利用、可は、個人の権利及び利益が侵害されることのは、管理等について必要な措置を講じません。 第 6 章 住民自治のあり方

第1節 まちづくりへの参画 1 自主性の尊重 (1)町民主体のまちづくりへの参画においては、住民自治の原則に基づき、自主性、自律性を尊重するものとします。 りができることをできる範囲で行うことを基本とします。

2情報提供と共有 でいるでは、
では、
公正で公平は町民主体のまちづ
を進めるため、
町は、
公正で公平は町民主体のまちづ
を確しませば、
の仕事に関する情
のまちづ
とそを書きる。

表責議自治

明(パブリック・コメント)、務、説明責任と町民の意思会・町のそれぞれの役割と会・町の担い手となる町民・

どんな内容なの?

ら町長が委嘱する者をもって 組織し1委員会は、次の各号に掲げる者の中か

(1)町長は、町に関わる重要事項について、 第2節 住民投票制度

3**住民投票の取扱い**3**住民投票の取扱い**新1まちづくり委員会
1まちづくり委員会
1まちづくり委員会の設置

ではならないものとします。 ではならないものとします。 の数は、委員総数の10分の4以下であってはならないものとします。 の地域づくり委員会代表 男女各15人以内 ②公募による町民 5人以内 ②公募による町民 5人以内 ②公募による町民 5人以内 団体自治のあり方

(2)住民投票の制度を設けることができます。(2)住民投票の制度を設けることができます。とれぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとします。 2住民投票の制度を設けることができます。 1年長投票の制度を設けることができます。 (2)11に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和2年法律第6号)第74年6項から第8項まで及び町長の選挙権を有する者の4分の1以上の連署により、町に住民投票の請求 2(2)11に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和2年法律第6号)第7年 項から第8項まで及び町長の選挙権を有する者の4分の1以上の連署により、町には民投票を請求することができます。 2011に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和2年法律第6分取より、町民の意思を確認することができます。

2町民提案
2町民提案
2町民提案
(1)町民は、まちづくりや町民参画の推進に関連した町の計画や施策について、提に関連した町の計画や施策について、提案の意見反映について、分かりやすく説明するものとします。
(3町は、町民提案の状況や内容、その対応についてまちづくり委員会に報告するものとします。

(25028 (677) 6012

~町民主体のまちづくりのための仕組みをつくります

町では、町民参加による「町民主体のまちづくり」を進めています。まちづくりは、町 民一人ひとりが自ら考え、行動する「自治」が基本になります。まちづくり基本条例は、 自分たちのまち(地域社会)をどのように築いていくか、地域を構成する町民が互いに守っ ていくルールを定めるものです。今回、条例制定のたたき台として要綱を定めました。

地方分権が進む中、国と地方分権が進む中、国と地方は対等の関係となり、地方自治体には「自己決定・自己責任」に基づくまちづくりが求められています。さらに、少子高齢化や人口の減少など社会環境の変化による多様化した住民ニーズに応えていくためには、町民・町議会・町の役割を担い、共に考え、協力し合いながら解決していくことが求められます。そのためには、町民・町議会・町の役割やまちづくりの仕組みなどを明らかにし、条例で分かりやすく定めておく必要があり

ら男女1人ずつを選出してい体ごとの地域づくり委員会か町では、今年1月に各自治 して作られたの?条例要綱はどのように

1財政運営 1財政運営 1財政運営 1財政運営 1財政運営 1月民は、健全な財政運営のため、振興 計画及び評価を踏まえた財政の仕組みを 確立するとともに、町民に分かりやすい 財務に関する資料を作成し、財政状況を 打民に公表するものとします。

1町民の役割と責務

「1町民は、まちづくりにおける町民の役割と責務を次の各号に掲げます。
「1町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利と責務を有します。
「2町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、自らの発認識し、総合的視点に立ち、自らの発認地し、対ければなりません。
しなければなりません。
しなければなりません。
しなければなりません。
ことであることを認識しなければなりません。

第 5 章

計画策定等の手続

(仮称)

1目的 この条例は、芳賀町の持続可能なまち この条例は、芳賀町の持続可能なまち でいに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち 町民の権利と責務並びに議会と行政の責務を明らかにし、日本国憲法(以下[憲法]という。) に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とします。

3最高規範性 この条例に則して行うものとします。 に、これを遵守し、町の基本的な条例の制 て、これを遵守し、町の基本的な条例の制 であり、まちづくりの基本理念とし 規範であり、まちづくりの基本理念とし 第2章 町民の役割と責務

(1執行機関等は、Notes Notes N 1町長の役割と責務
(1)町長は、町民の信託に応え、町政の代1)町長は、町民の安全を確保するため、町民の安全を確保するため、町民の生命、身体及び財産を保護するための必要な措置を総合的に実施する。これにより、はいいという。 町民主体のまちづくりに2執行機関等の役割と責務

町政運営の基本原則

全財産管理 (1)町長は、資産の適正な管理及び効率的 (2)財産については、資産としての活用に 努めるものとします。 (2)財産については、資産としての活用に 努めるものとします。 (3)財産については、資産としての価値、取 (4)対産の場合がにし、資産としての価値、取 (5)対産の場合がでした。 (6)対産の場合ができます。 (7)対象的

第 4 章

2基本原則

(1) 人権尊重による住民自治の推進

(1) 人権尊重による住民自治の推進

(1) 人権尊重による住民自治の推進

(1) 人権尊重による住民自治の推進

(2 いう) は、町民主体のまちづくりを実践するため、自律した町民として、互いを尊重し、平等であることを認め、自主性と責任をもって住民自治を進めます。
(2 協働による町民主体のまちづくりの実現を図ります。
(2 協働による町民主体のまちづくりのまちづくりの実現を図ります。

条例が必要なの?なぜ、まちづくり基本

(2)議会は、この条例に照らして、常に町が(2)議会は、この条例に照らして、常に町が高齢ない。との連携に努め、議会活動に関する情報を町民に分かりやすく説明するものとします。

に立って審議し、意思決定するものとし関として、重要な政策を総合的な視点員によって組織された、芳賀町の議決機員によって組織された、芳賀町の議決機の割と責務を次の各号に掲げます。 町の役割と責務 (1) **第2節 評価の実施等 1 評価の実施等 1 評価の実施等**(2) 評価は、まちづくりの目標に照らし、取組の有効性、効率性等について評価を実施するものとします。
(2) 評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、最もふさわしい方法で行うよう常に検討し、継続してこれを改善するものとします。
(3) 町は、評価の結果について、分かりやすい形で町民に公開します。

3計画策定等文系しているものとします。
(2町は1の計画を策定するときは、達成に四いて、幅広い層への住民参画の機会について、幅広い層への住民参画の機会提供に努めるものとします。
提供に努めるものとします。
(2町は1の計画を策定するときは、達成状況を明らかにするため、目標の数値状況を明らかにするため、目標の数値状況を明らかにするため、目標の数値状況を明らかにするため、目標の数値があるものとします。

2計画策定等)F売 2計画策定等における原則 2計画策定等における原則 2計画策定等における原則 が総合的かつ計画的な町政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するためめの基本構想及びこれを具体化するためめの基本構想及びこれを具体化するためがの基本構想及びこれを具体化するためが別に近れている。

芳賀町まちづくり基本条例要綱 第3章 議会の役割と責務 くりにおける議会の (素案) 可民

※抜粋